**滋賀県版**

**液化石油ガス設備工事届の手引**

1. **届出が必要な範囲**

下の太枠内に該当する設備で、供給先が学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物（施行規則第86条に定めるもの）の場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3及び同法施行規則第88条の規定により、滋賀県知事へ届出なければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貯蔵の方法貯蔵量（X） | 容器（バルク容器） | 貯槽 | バルク貯槽 |
| X＜300kg | 許可申請、届出の規制なし |
| 300kg≦X≦500kg | 消防法に基づく貯蔵の届出の対象 |
| 500kg＜X＜1000kg | 設備工事届出の対象(供給先に規則86条に定める施設でない場合は消防法に基づく届出の対象) |
| 1000kg≦X＜3000kg |  |  |
| 3000kg≦X | 特定供給設備の設置許可申請の対象 |

1. **届の提出先**

|  |
| --- |
| 場　　　　所　　〒520-8577　大津市京町四丁目1番1号滋賀県知事公室防災危機管理局　消防・保安係（危機管理センター４階）窓口開設時間　　平日　８：３０　～　１７：１５　（12:00～13:00を除く。）* 郵送・宅配便での届出も受付します。

この場合は恐れ入りますが担当者の氏名、連絡先を明細書に記入するか、名刺を同封してください。 |

1. **必要部数・・・２部**

届出された書類の１部は知事が受理、もう１部は供給設備の所在地を管轄する消防長へ通報する際に添付します。控えが必要であれば、郵便切手を貼付した返信用の封筒を添えて、さらに１部（鑑（様式）だけでも結構です。）提出して下さい。

なお、問い合わせすることがありますので、お手元に１部ご用意ください。

1. **提出時期**

供給設備の完成の日から、概ね１ヵ月以内に提出してください。

1. **届出に必要な書類**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | バルク貯槽 | 容器バルク容器1,000kg未満 | 容器バルク容器1,000kg以上 | 貯槽 |
| 1 | 液化石油ガス設備工事届出書（様式第48） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 設備工事明細書（別紙） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 供給管の施工状況を示す図面 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 貯蔵設備から最も近い火気までの距離を示す図面 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 貯蔵設備から最も近い火気取扱施設までの距離を示す図面 |  |  | ○ | ○ |
| 6 | 貯蔵設備の位置・構造を示す書類・図面 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 貯蔵設備から最も近い第一種、第二種保安物件までの距離を示す図面 | ○ |  | ○ | ○ |
| 8 | 障壁を設けた場合には、障壁の構造等を示す書類、図面 | ○ |  | ○ | ○ |
| 9 | 構造壁を設けた場合には、壁の構造等を示す書類、図面 | ○ |  |  |  |

４・５・６・７の図面は、一つにまとめてください。

1. **解説**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 液化石油ガス設備工事届出書（様式第48） | 後述の記入例を参考にしてください。 |
| 2 | 設備工事明細書 | 後述の記入例を参考にしてください。注意！①　消火器の能力単位についてここの数値を記入する（A－４、B－１０以上） |
| 3 | 供給管の施工状況を示す図面 | メーターより上流側の配管について、フロー図またはアイソメ図にて説明した図面* ２以上の供給設備を近接して設置し別々に供給する場合（バルク貯槽２基で別系統に供給する場合など）については、消費側末端までの全系統を併記した図面を添付してください。
 |
| 4 | 貯蔵設備から最も近い火気までの距離を示す図面 | 敷地の平面図に対象物件と距離を記載する。 |
| 5 | 貯蔵設備から最も近い火気取扱施設までの距離を示す図面 | 敷地の平面図に対象物件と距離を記載する。 |
| 6 | 貯蔵設備の位置・構造を示す書類・図面 | （貯蔵設備の位置）付近の地図及び敷地の平面図 |
| （貯蔵施設の構造）貯蔵設備周辺の図面（警戒標、連絡先の表示位置を記載すること）* ボンベ庫の床面積、換気口の位置・開口面積がわかる図面
* バルク貯槽の設置状態のわかる図面
* バルク貯槽の「特定設備検査合格証または特定設備基準適合証」および附属品の「認定試験者試験等成績書」「高圧ガス設備試験合格証」の写し
 |
| 7 | 貯蔵設備から最も近い第一種、第二種保安物件までの距離を示す図面 | 敷地の平面図に対象物件と距離を記載する。※　周囲にない場合は、バ第2種保安距離１ｍ建物等下記のようにする。 |
| 8 | 障壁を設けた場合には、障壁の構造等を示す書類、図面 | 設置位置を示す図面障壁の構造（配筋、補強材の状況など）を示す図面障壁が、対象物件を有効に保護している（斜角などが確保されている）ことを示す図面 |
| 9 | 構造壁を設けた場合には、壁の構造等を示す書類、図面 | 設置位置を示す図面構造壁の規格を示す書類 |

注意！　　　　届出にあたって注意すること

1. 提出期限をご留意ください。
2. 保安距離など、基準を満たしているか否か不安な場合は、事前にご相談ください。
3. 届出内容と実際とが異なるケースを見受けます。届出のあった物件のうち、必要に応じて現場確認を行っています。

よくある質問

（注意！）この内容は、**「滋賀県限定」**とします。それぞれの提出先都道府県にお尋ねください。

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１ | 届出者は、誰ですか？ |
| Ａ１ | 　法第３８条の３に「液化石油ガス設備工事をした者」とありますので、実際に当該設備の工事をおこなった設備工事事業者となります。（法人の場合は代表者名とその代表者印が必要です。） |
| Ｑ２ | 工事業者が複数あるのですが、届出者は誰ですか？ |
| Ａ２ | 　元請工事業者と下請工事業者がある場合は、基本的に元請工事業者が提出してください。分離発注の場合は、いずれか1者が代表で、または全者連名にしてください。ただし、その窓口担当を決めておいてください。供給設備と消費設備の工事業者が別々のときは、供給設備の工事業者となります。 |
| Q３ | 　工業用と民生用の区別について教えてください。 |
| A３ | 1. 給食センター（直接消費者に販売されている場合）・・・「民生用」となります。
2. 温水プールや銭湯のボイラー・・・「民生用」となります。（クリーニング、コインランドリー含む）
3. 給湯・空調と製品加工用ボイラー両方に供給している場合・・・使用量などにより、どちらが主になるかで判断してください。
4. 製品を乾燥したり、材料の溶断などに使用する場合は「工業用」となります。
 |
| Q４ | 　バルク貯槽を２基以上設置して供給したいのですが、申請時に注意すべき点はありますか？ |
| A４ | 1. バルク貯槽から消費設備の末端までのすべてにおいて、別々である場合
* それぞれ別個の設備となりますので、設備工事届についてもそれぞれ必要です。また届出は同時に行って下さい。この場合、添付書類のうち共通するものについては、１基分のみ添付してあれば、残りは省略することができます。
1. 配管を連結して使用する場合
* ひとつの設備となります。ただし今日までの過充填事故事例を受け、このような設備については、安全性を十分に確認してから設置してください。このような設計にする場合は、必ず連結管にバルブを設置するようにしてください。
* 合計の貯蔵量が1,000kg以上となる場合は、特定供給設備となり、許可が必要です。

　 |
| Q５ | 火気をさえぎる措置について |
| A５ | 　充てん容器等を置く位置から２ｍ以内にある火気をさえぎる措置は、開口部の無い不燃性の隔壁を、ボンベの頂部以上、バルク貯槽の最上部（安全弁の放出管の開口部を含む）以上の高さまで設置してください。 |
| Q６ | 　火気および火気取扱施設について |
| A６ | 火気および火気を取り扱う施設（例：○が該当）　※下表記載は一例であって、火気となる恐れのあるものは周囲にないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 火　気 | 火気取扱施設 |
| ガス温水式ベーパーライザーの熱源機 | ○ |  |
| ボイラー | ○ | 通常定置され |
| 自動車等のエンジン・マフラー | ○ | て火気を使用 |
| エアコン室外機 | ○ | するもの。 |
| 電気コンセント | ○ |  |
| ポンプ等モーター類 | ○ |  |
| キュービクル | ○ |  |
| 蛍光灯・開閉器等 | ○ |  |
| 発電機、蓄電池 | ○ |

※1　労働安全衛生法の規定に基づき設置されている電気設備は火気および火気取扱施設ではない。※2 上記電気設備等火気に該当するものが、不燃性の材料で作られた箱等（開口部なし）に納められているときは、火気に該当しない場合がある。 |

様式第48（第88条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号記入例 |  |
| ×受理年月日 | 　　年　　月　　日 |

液化石油ガス設備工事届書

　　年　　月　　日

滋賀県知事

届出者は、「供給設備の工事をした者」です。（例：支店・営業所名ではなく、本社およびその代表者）

支店長・営業所長名等で届出する場合は委任状が必要です。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

　○○○○株式会社　　　　○○　○○

住所（〒○○○－○○○○）

　滋賀県○○市○○町○番○号

　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届出ます。

供給先に名称・屋号等がある場合、必ず記入してください

|  |  |
| --- | --- |
| 工事に係る供給設備又は消費設備の所在地 | （所在地）○○市○○町○番○号（名　称）コーポ○○、○○亭○○店、△△センターなど　　供給する販売事業者の名称を記入する |
| 当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称 | ○○○○株式会社　　○○営業所 |
| 当該設備の使用目的 | 一般家庭用、給湯用、空調用、厨房用、ボイラー用など |
| 貯蔵設備の貯蔵能力 | □容器　（　　　　）㎏×（　　　　）本＝（　　　　　）㎏■新型バルク貯槽（　９８０　）㎏･･･････■地上 または □地下 |
| 工事の内容 | ■新設工事□変更工事（具体的に記入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　変更の場合は、その内容を記入してください。（例）シリンダー供給設備の撤去(800kg)、バルク供給設備の設置(980kg)など |

|  |  |
| --- | --- |
| （備考） | 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
2. ×印の項は記載しないこと。
 |

様式第48（第88条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　　年　　月　　日 |

液化石油ガス設備工事届書

　　年　　月　　日

滋賀県知事　　様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所（〒　　　－　 　　）

　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事に係る供給設備又は消費設備の所在地 | （所在地）（名　称） |
| 当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称 |  |
| 当該設備の使用目的 |  |
| 貯蔵設備の貯蔵能力 | □容器　（　　　　）㎏×（　　　　）本＝（　　　　　）㎏□新型バルク貯槽（　　　　　）㎏･･･････□地上 または □地下 |
| 工事の内容 | 1. 新設工事
2. 変更工事（具体的に記入　 　　　　　　　　　　　　）
 |

|  |  |
| --- | --- |
| （備考） | 1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること2　×印の項は記載しないこと。 |

**液化石油ガス設備工事明細書**

記入例

不備等があった場合の問い合わせに使用します。

１. 当該液化石油ガス設備工事を行った事業所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | ○○○○株式会社　○○営業所 | 電話番号 |  |
| 特定液化石油ガス設備工事開始届 | 年　　　　月　　　　日届出 | 担当者氏名 | 　△△　△△ |
| 滋賀県・（　　　　　）府・県　　　　届出番号　第　　△△　　号 |

※滋賀県以外で開始届をした場合は届出番号の確認できる書類を添付

２. 工事完成年月日等

|  |  |
| --- | --- |
| 完成年月日 | 令和　○○　年　○○　月　○○　日 |
| 供給開始日 | 令和　○○　年　○○　月　○○　日頃（予定） |

３. 供給設備の構造等･････別添図面のとおり

|  |  |
| --- | --- |
| 貯蔵施設の面積 | （　　　　　　　）m2　＝（　　　　　　　　）㎝2 |
| 漏えいした液化石油ガスが滞留しない措置 | 設置換気口面積 縦（ 　　）㎝×横（　 　）㎝×（　 　）個所×（　　　）％＝（　　　　）㎝2必要換気口面積 貯蔵庫面積（　　　　　　）㎝2×3%＝（　　　　　）㎝2 |
| 最も近い火気　 | ■火気（　 　　　　 　　　　　[Ex.駐車場]）まで（　　 　　）ｍ＞ 2.0（5.0）ｍ　　 |
| 消火設備・警戒票 | 粉末消火器A-4・B-10以上×（　 　　本）、　警戒票・連絡先････□有　□無 |
| ガスメーター | 種類（■S型 □SB型 □一般）ﾒｰｶｰ（　○○　）型式番号（　○○　）数量（ １　）※一般のみ次の項目を記入　（イハまたはロハの機能が必要）･････規則18条22号□イハ または　□ロハ　（注釈：イ流量検知遮断機能 、ロ漏洩遮断機能 、ハ対震遮断機能）　 |
| ドレンポット | ■自然気化････直径（　２５　㎜ [供給管の最大直径以上]）　長さ（　２５　㎝ [20㎝以上]）□気化装置････ドレン溜まりの容量（　　　　　　　　㍑ [5L・40戸以下は3L以上]） |

供給先自体も保安物件に該当します。

４. 保安距離等･････別添書類・図面のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保安距離等 | バルク貯槽1t未満 | ■第一種保安物件（　　○○小学校　　　）まで（　１００　）ｍ≧1.50ｍ■第二種保安物件（　保安距離内になし　）まで（　　　　　）ｍ≧1.00ｍ※保安距離が確保できない場合→□加熱試験に合格する構造壁　　または　　→□貯槽を埋設■特定設備検査合格証または特定設備基準適合証･････　■有　□無 |
| ①貯槽1t未満②容器・ﾊﾞﾙｸ容器1t以上3t未満別紙のﾁｪｯｸﾘｽﾄで、技術上の基準について必ず確認してください。 | □第一種保安物件（　　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧16.97ｍ□第二種保安物件（　　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧11.31ｍ* 保安距離が確保できない場合

→□障壁（厚さ　　　㎝、高さ　　　ｍ、構造　　　　　　　　　　　　）□火気取扱施設（　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧ 5.0ｍ対象外の場合、斜線を引くなど判るようにしておいてください記入漏れなのかどうかの判断ができません。 |

５.　　　　技術上の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | ■液化石油ガス設備工事ﾁｪｯｸﾘｽﾄにて確認済み（ﾁｪｯｸﾘｽﾄの添付　■有　□無） |

**液化石油ガス設備工事明細書**

１. 当該液化石油ガス設備工事を行った事業所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 |  | 電話番号 |  |
| 特定液化石油ガス設備工事開始届 | 年　　　　月　　　　日届出 | 担当者氏名 |  |
| 滋賀県・（　　　　　）府・県　　　　届出番号　第　　　　　　号 |

※滋賀県以外で開始届をした場合は届出番号の確認できる書類を添付

２. 工事完成年月日等

|  |  |
| --- | --- |
| 完成年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 供給開始日 | 　　　年　　　月　　　日頃（予定） |

３. 供給設備の構造等･････別添図面のとおり

|  |  |
| --- | --- |
| 貯蔵施設の面積 | （　　　　　　　）m2　＝（　　　　　　　　）㎝2 |
| 漏えいした液化石油ガスが滞留しない措置 | 設置換気口面積 縦（ 　　）㎝×横（　 　）㎝×（　 　）個所×（　　　）％＝（　　　　）㎝2必要換気口面積 貯蔵庫面積（　　　　　　）㎝2×3%＝（　　　　　）㎝2 |
| 最も近い火気　 | □火気（　 　　　　 　　　　　[Ex.駐車場]）まで（　　 　　）ｍ＞ 2.0（5.0）ｍ　　 |
| 消火設備・警戒票 | 粉末消火器A-4・B-10以上×（　 　　本）、　警戒票・連絡先････□有　□無 |
| ガスメーター | 種類（□S型 □SB型 □一般）ﾒｰｶｰ（　 　　）型式番号（　 　　）数量（ 　　）※一般のみ次の項目を記入　（イハまたはロハの機能が必要）･････規則18条22号□イハ または　□ロハ　（注釈：イ流量検知遮断機能 、ロ漏洩遮断機能 、ハ対震遮断機能）　 |
| ドレンポット | □自然気化････直径（　 　　㎜ [供給管の最大直径以上]）　長さ（　 　 　㎝ [20㎝以上]）□気化装置････ドレン溜まりの容量（　　　　　　　　㍑ [5L・40戸以下は3L以上]） |

４. 保安距離等･････別添書類・図面のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保安距離等 | バルク貯槽1t未満 | □第一種保安物件（　　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧1.50ｍ□第二種保安物件（　　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧1.00ｍ※保安距離が確保できない場合→□加熱試験に合格する構造壁　　または　　→□貯槽を埋設□特定設備検査合格証または特定設備基準適合証･････　□有　□無 |
| ①貯槽1t未満②容器・ﾊﾞﾙｸ容器1t以上3t未満 | □第一種保安物件（　　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧16.97ｍ□第二種保安物件（　　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧11.31ｍ* 保安距離が確保できない場合

→□障壁（厚さ　　　㎝、高さ　　　ｍ、構造　　　　　　　　　　　　）□火気取扱施設（　　　　　　　　　）まで（　　　　　）ｍ≧ 5.0ｍ |

５.　　　　技術上の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 技術上の基準 | □液化石油ガス設備工事ﾁｪｯｸﾘｽﾄにて確認済み（ﾁｪｯｸﾘｽﾄの添付　□有　□無） |

（別紙）

**液化石油ガス設備工事チェックリスト（容器）**

3.　技術上の基準（規則第１８条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当条文 | 基準 | 内容 | 適否 |
| 容器１トン未満 | 第１号イ火気屋外設置 | 火気まで2m以上火気をさえぎる措置屋外に置くこと |  |  |
| 第１号ロ腐食防止 | 容器の湿気、水滴等による腐食防止措置を講ずること | □床面コンクリート□その他（　　　　　　） |  |
| 第１号ハ40度以下 | 容器は常に40度以下に保つこと | □屋根　□その他（　　　　　　）材質（　　　　　　　　） |  |
| 第１号ニ転倒防止 | 容器の転落、転倒防止措置を講ずること | □チェーン　□金属バンド□その他（　　　　　　） |  |
| 容器１トン～３トン | 第２号イ保安距離 | 第１種保安物件　16.97m（障壁有0m）第２種保安物件　11.31m（障壁有0m） |  |  |
| 第２号ロ火気 | 火気を取り扱う施設まで5m以上（流動防止措置） |  |  |
| 第２号ハ滞留防止 | 漏洩したＬＰガスが滞留しない措置を講ずること |  |  |
| 第２号ニさくへい | 貯蔵設備には、さく、へい等を設けること |  |  |
| 第２号ホ警戒標 | 外部から見やすいように警戒標を掲げてあること |  |  |
| 第２号ヘ消火設備 | 消火設備を設けること（A-4 B-10以上、数量1トンにつき１本） |  |  |
| 第２号ト屋根 | 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること | □屋根　□遮へい板材質（　　　　　　　　） |  |
| 第２号チ転倒防止 | 容器の転落、転倒防止措置を講ずること | □チェーン　□金属バンド□その他（　　　　　　） |  |
| 第２号リ腐食防止 | 容器の湿気、水滴等による腐食防止措置を講ずること | □床面コンクリート□その他（　　　　　　） |  |
| 第４号供給能力 | 貯蔵施設、気化装置、調整器は、最大消費量に適応するものであること |  |  |
| 第５号欠陥 | バルブ、集合装置、供給管、ガス管は使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥のないものであること |  |  |
| 第６号腐食防止 | バルブ、集合装置、供給管の腐食防止措置を講ずること |  |  |
| 第７号材料 | バルブ、集合装置、供給管の材料は適切なものであること |  |  |
| 第８号イロハ耐圧試験 | 集合装置、供給管は次の耐圧試験に合格することイ　容器・貯槽と調整器の間　　2.6MPa以上ロ　調整器とガスメーターの間　0.8MPa以上ハ　１次側調整器と２次側の間　0.8MPa以上 | 耐圧試験圧力イ　　　　　　MPaロ　　　　　　MPaハ　　　　　　MPa |  |
| 第８号ニ引張試験 | 容器、集合管、調整器、硬質管等を接続する管にあっては、接続された状態で1kN以上の力で行う引張試験に合格するものであること |  |  |
| 第８号の２イロハ漏洩防止 | 集合装置、供給管は次の基準に適合することイ　ＬＰガスの漏洩防止措置を講ずることロ　滞留のおそれのある場所でＬＰガスの漏洩のないことを確認する措置を講ずることハ　集合装置等からＬＰガスの漏洩のないことを確認する措置を講ずること |  |  |
| 第９号イロ気密試験 | 供給管は工事終了後に行う次の気密試験に合格することイ　１次側調整器と２次側の間　0.15MPa以上ロ　イ以外　　　　　　　　　　 8.4kPa以上 | □気密試験結果の添付 |  |
| 第１０号漏洩試験 | バルブ、集合装置、気化装置、供給管は漏洩試験に合格するものであること |  |  |
| 第１１号圧力保持 | 燃焼器の入り口におけるＬＰガスの圧力を次の範囲に保持するものであることイ　生活の用に供するもの　2.0kPa以上3.3kPa以下ロ　イ以外のもの　　　　　燃焼器に適した圧力 |  |  |
| 第１２号損傷防止 | 建物の自重、土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には損傷を防止する措置を講ずること |  |  |
| 第１３号設置場所 | 供給管は地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと |  |  |
| 第１４号危険標識 | 供給管を地盤面上に設置する場合の危険標識 |  |  |
| 第１６号排除措置 | 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管には、液化物を排除することができる措置を講ずること |  |  |
| 第１７号切替装置 | 供給を中断することなく容器交換できる設備を設けること |  |  |
| 第１８号ガス栓 | １つの供給設備により２以上の消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入り口側の供給管にガス栓を設けること |  |  |
| 第１９号気化装置 | 気化装置は次の基準に適合することイ　使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥のないことロ　2.6MPa以上の耐圧試験に合格することハ　直火でＬＰガスを加熱する構造でないことニ　液状ＬＰガスの流出防止措置を講ずることホ　寒冷地では温水凍結防止措置を講ずること |  |  |
| 第２０号調整器 | 調整器は次の基準に適合することイ　腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がないことロ　次の耐圧性能、気密性能を有すること　　１次側　耐圧性能　 2.6MPa以上　　　　　　気密性能　1.56 MPa以上　　２次側　耐圧性能　 0.8 MPa以上　　　　　　気密性能　0.15 MPa以上ハ　調整圧力、閉塞力は次の基準に適合すること　　生活用　調整圧力　2.3kPa以上3.3kPa以下　　　　　　閉塞圧力　3.5kPa以下　　業務用　燃焼器に適合したものであること | １次側　耐圧性能　 　MPa以上　　　　気密性能 　　MPa以上２次側　耐圧性能 　　MPa以上　　　　気密性能 　　MPa以上 |  |
| 第２１号地下室等 | 地下室等（告示で定める）には、緊急遮断装置を設けることただし、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した１のバルブによってＬＰガスの供給を呈しできる場合はこの限りではない |  |  |
| 第２２号ガスメーター | イ又はロ 及び ハが告示の方法により設置されていることイ　一定のガス流量の検知に自動遮断機能を有するものロ　ガス漏れ警報器連動で自動遮断するものハ　対震遮断器 |  |  |

※図面（付近図、配置図、配管図、アイソメ図等）を添付すること（可能な範囲で供給設備の写真添付をお願いします。）

（別紙）

**液化石油ガス設備工事チェックリスト（バルク貯槽1,000kg未満）**

3.　技術上の基準（規則第１９条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当条文 | 基準 | 内容 | 適否 |
| 第３号イ合格証 | バルク貯槽は、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証を有するものであること |  |  |
| 第３号ロ保安距離 | 第１種保安物件 1.5m以上（構造壁有・地下埋設 0m）第２種保安物件 1.0m以上（構造壁有・地下埋設 0m）※地下に埋設した場合でも充填作業時には、第１種1.5m、第２種1.0mの保安距離が必要 |  |  |
| 第３号ロ構造壁等 | 日本工業規格A1304に規定される30分加熱試験に合格する構造壁等(1)最大２方向まで(2)下部は地盤面に接していること(3)構造壁等の端がバルク貯槽の端から1m以上(4)開口部がないこと |  |  |
| 第３号ハ基準適合 | (1)告示で定める安全弁を設けること(2)告示で定める液面計を設けること(3)告示で定める過充てん防止装置を設ける(4)告示で定めるカップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること(5)告示で定めるガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること(6)告示で定めるガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること(7)均圧弁は、告示で定める、先端にカップリングを付けたものとすること(8)(1)から(7)までに掲げる機器は、告示で定めるふた付きのプロテクターで保護すること(9)見やすい箇所に警戒標を掲げること(10) 見やすい箇所に緊急連絡先を表示すること(11)告示で定める腐食防止措置を講ずること(12)底部の腐食及び転倒防止のための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること | □安全弁□液面計□過充てん防止装置□液取入弁□ガス取出弁□液取出弁□カップリング□ふた付きのプロテクター□警戒標□緊急連絡先□腐食防止措置□支柱、サドル等 |  |
| 第３号ニ地上設置基準適合 | (1)基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平 かつ 地盤面から5cm以上高いもの かつ 不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないものであること(2)自動車等車両が接触しない措置を講ずること(3)バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること(4)告示で定める方法により大地と電気的に接続すること(5)安全弁には告示で定める放出管等を設けること | (1)□フェンス □バリカー□縁石 □その他（　　　　　） |  |
| 第３号ホ地下埋設基準適合 | (1)バルク貯槽の頂部は30cm以上地盤面から下にあること(2)埋設した場所の自動車等車両の乗り入れ防止措置(3)告示で定める地下水による浮上防止措置(4)埋設には石塊等のない土又は砂を用いること(5)周囲には告示で定めるガス検知器用の孔あき管を設置(6)水平投影面の四隅に埋設後の貯槽の位置を示す標識杭を設置すること(7)プロテクターのふたは、厚さ5cm以上の不燃性の断熱材を裏当てすること | (2)□縁石 □その他（　　　　　） |  |
| 第３号ヘ火気 屋外 | バルク貯槽は外面から2m以内の火気をさえぎる措置を講ずること（不燃性の隔壁の設置）　屋外に置くこと |  |  |
| 第４号漏洩 | ＬＰガスの漏洩がないものであること |  |  |
| 第５号ガス漏れ検知器の設置 | バルク貯槽のプロテクター内に告示で定めるガス漏れ検知器を設け、ＬＰガスの漏洩情報等を常時監視するシステムと接続すること　※ただし、バルク供給・充てん設備告示第15条第2項に定める場合はこの限りでない | □無の場合□告示第15条第2項第1号該当□告示第15条第2項第2号該当（記録を添付すること） |  |
| 第６号滞留措置 | 告示で定める方法により、バルク貯槽と調整器の間で液状のＬＰガスが滞留しにくい措置を講ずること |  |  |
| （第１８条第４号）供給能力 | 貯蔵施設、気化装置、調整器は、最大消費量に適応するものであること |  |  |
| （第１８条第５号）欠陥 | バルブ、集合装置、供給管、ガス管は使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥のないものであること |  |  |
| （第１８条第６号）腐食防止 | バルブ、集合装置、供給管の腐食防止措置を講ずること |  |  |
| （第１８条第７号）材料 | バルブ、集合装置、供給管の材料は適切なものであること |  |  |
| （第１８条第８号の２イロハ）漏洩防止 | 集合装置、供給管は次の基準に適合することイ　ＬＰガスの漏洩防止措置を講ずることロ　滞留のおそれのある場所でＬＰガスの漏洩のないことを確認する措置を講ずることハ　集合装置等からＬＰガスの漏洩のないことを確認する措置を講ずること |  |  |
| （第１８条第９号イロ）気密試験 | 供給管は工事終了後に行う次の気密試験に合格することイ　１次側調整器と２次側の間　0.15MPa以上ロ　イ以外　　　　　　　　　　 8.4kPa以上 | □気密試験結果の添付 |  |
| （第１８条第１０号）漏洩試験 | バルブ、集合装置、気化装置、供給管は漏洩試験に合格するものであること |  |  |
| （第１８条第１１号）圧力保持 | 燃焼器の入り口におけるＬＰガスの圧力を次の範囲に保持するものであることイ　生活の用に供するもの　2.0kPa以上3.3kPa以下ロ　イ以外のもの　　　　　燃焼器に適した圧力 |  |  |
| （第１８条第１２号）損傷防止 | 建物の自重、土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には損傷を防止する措置を講ずること |  |  |
| （第１８条第１３号）設置場所 | 供給管は地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと |  |  |
| （第１８条第１４号）危険標識 | 供給管を地盤面上に設置する場合の危険標識 |  |  |
| （第１８条第１６号）排除措置 | 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管には、液化物を排除することができる措置を講ずること |  |  |
| （第１８条第１８号）ガス栓 | １つの供給設備により２以上の消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入り口側の供給管にガス栓を設けること |  |  |
| （第１８条第１９号）気化装置 | 気化装置は次の基準に適合することイ　使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥のないことロ　2.6Mpa以上の耐圧試験に合格することハ　直火でＬＰガスを加熱する構造でないことニ　液状ＬＰガスの流出防止措置を講ずることホ　寒冷地では温水凍結防止措置を講ずること |  |  |
| （第１８条第２０号）調整器 | 調整器は次の基準に適合することイ　腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がないことロ　次の耐圧性能、気密性能を有すること　　１次側　耐圧性能　 2.6 MPa以上　　　　　　気密性能　1.56 MPa以上　　２次側　耐圧性能　 0.8 MPa以上　　　　　　気密性能　0.15 MPa以上ハ　調整圧力、閉塞力は次の基準に適合すること　　生活用　調整圧力　2.3kPa以上3.3kPa以下　　　　　　閉塞圧力　3.5kPa以下　　業務用　燃焼器に適合したものであること | １次側　耐圧性能　　　MPa以上　　　　気密性能　　　MPa以上２次側　耐圧性能　　　MPa以上　　　　気密性能　　　MPa以上 |  |
| （第１８条第２１号）地下室等 | 地下室等（告示で定める）には、緊急遮断装置を設けることただし、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した１のバルブによってＬＰガスの供給を呈しできる場合はこの限りではない |  |  |
| （第１８条第２２号）ガスメーター | イ又はロ 及び ハが告示の方法により設置されていることイ　一定のガス流量の検知に自動遮断機能を有するものロ　ガス漏れ警報器連動で自動遮断するものハ　対震遮断器 |  |  |
| 第８号耐圧試験 | 供給管、配管は次の耐圧試験に合格すること（イ）バルク貯槽と調整器の間　　2.6MPa以上（ロ）調整器とガスメーターの間　0.8MPa以上（ハ）１次側調整器と２次側の間　0.8MPa以上 | 耐圧試験圧力（イ）　　　　　MPa以上（ロ）　　　　　MPa以上（ハ）　　　　　MPa以上 |  |

※図面（付近図、配置図、配管図、アイソメ図等）を添付すること（可能な範囲で供給設備の写真添付をお願いします。）

R3.1.4